

表4-3 自動車騒音規制の経緯

自動車の種類		規制内容		定常走行及び排気騒音		加	
		規制年		昭和26年	46年規制		
		環境庁告示					
		運輸省令		26.7.28 第67号	45.12.4 第91号		
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	大型トラック		80	92		
		大型バス					
	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のもの	中型車		78	89		
	車両総重量が3.5トン以下のもの	小型車		74	85		
小型の全輪駆動車							
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く)		乗用車		70	84		
二輪の小型自動車及び軽自動車 (総排気量が125ccを超えるもの)		小型		74	86		
		軽			84		
原動機付自転車 (総排気量が125cc以下のもの)		排気量51cc以上		70	82		
		排気量50cc以下			80		
全ての自動車(常時)				85			

- (備考) 定常走行騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の60% (または35km/h) で走行時の騒音 (車両中心から左方7.0m)
- 排気騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の60%で無負荷運転時の騒音 (排気管の後方20m)
- 加速走行騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の75% (または50km/h) で走行時の騒音 (車両中心から左方7.5m)

速 走 行 騒 音						適 用 年 月 日		第 2 段 階 規 制	
51年規制	52年規制	54年規制	57年規制	58年規制	59年規制	新 型 車	継 続 生 産 車	目 標 値	達 成 状 況
50. 9. 4 第 53 号		53. 1. 30 第 4 号	55. 9. 10 第 41 号	56. 8. 26 第 74 号	57. 9. 29 第 90 号				
50. 9. 5 第 35 号		53. 2. 4 第 5 号	55. 9. 11 第 27 号	56. 8. 27 第 39 号	57. 9. 30 第 31 号	54. 1. 1 (54. 1. 1)	54.12.1 (55.3.1)	83	
		86			83	59.10.1	60. 9. 1		59 年 規制で 達 成
87		86		83		58.10.1	59. 9. 1	83	58 年 規制で 達 成
	83	81			78	59.10.1	60. 9. 1	78	59 年 規制で 達 成
						54. 1. 1 (54. 4. 1)	54.12.1 (55.3.1)		
	82	81	78			57.10.1	58. 9. 1	78	57 年 規制で 達 成
83		78				54. 4. 1	55. 3. 1	75	
79		75				54. 4. 1	55. 3. 1	72	
					72	59. 4. 1	60. 3. 1		59 年 規制で 達 成